

虐待の防止のための指針



社会福祉法人仙台福祉サービス協会

第1版 令和4年10月1日発行

I 虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待はそれを被る者の尊厳を害する行為であり、何人もその他の者に対し虐待をしてはなりません。

当協会は、在宅介護のサービスを利用される方が安心し安定した生活を送ることができるよう、一人ひとりの人格及び権利を尊重し、虐待の未然防止に取り組むとともに、虐待疑い行為発見時には、迅速かつ適切に対応します。

[虐待とは]

類型	行為	具体例
① 身体的虐待	身体にケガを負わせる（負わせる恐れのある）暴力を加える。 理由なく身体を拘束する。	・殴る、叩く、蹴る、つねる ・熱いシャワーでやけどをさせる ・抑えつけて行動を制限する
② 性的虐待	わいせつな行為をする。 わいせつな行為を強要する。	・キス、性的な行為を強要する ・わいせつな言葉を使う ・裸のままや下着のままで放置する
③ 心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与える。	・侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る ・仲間に入れないと意図的に無視する
④ 放棄・放任 (ネグレクト)	必要とされる支援や介助を怠り、 生活環境や心身の状態を悪化させる。 (自分自身への場合も含む。)	・必要な医療や福祉サービスを受けさせない ・暴力行為を認識していながら対応しない
⑤ 経済的虐待	同意なしに財産や年金、賃金を搾取する。 金銭の使用を理由なく制限する。 消費者被害	・財産や預貯金を無断で使う ・日常生活に必要な金銭を渡さない

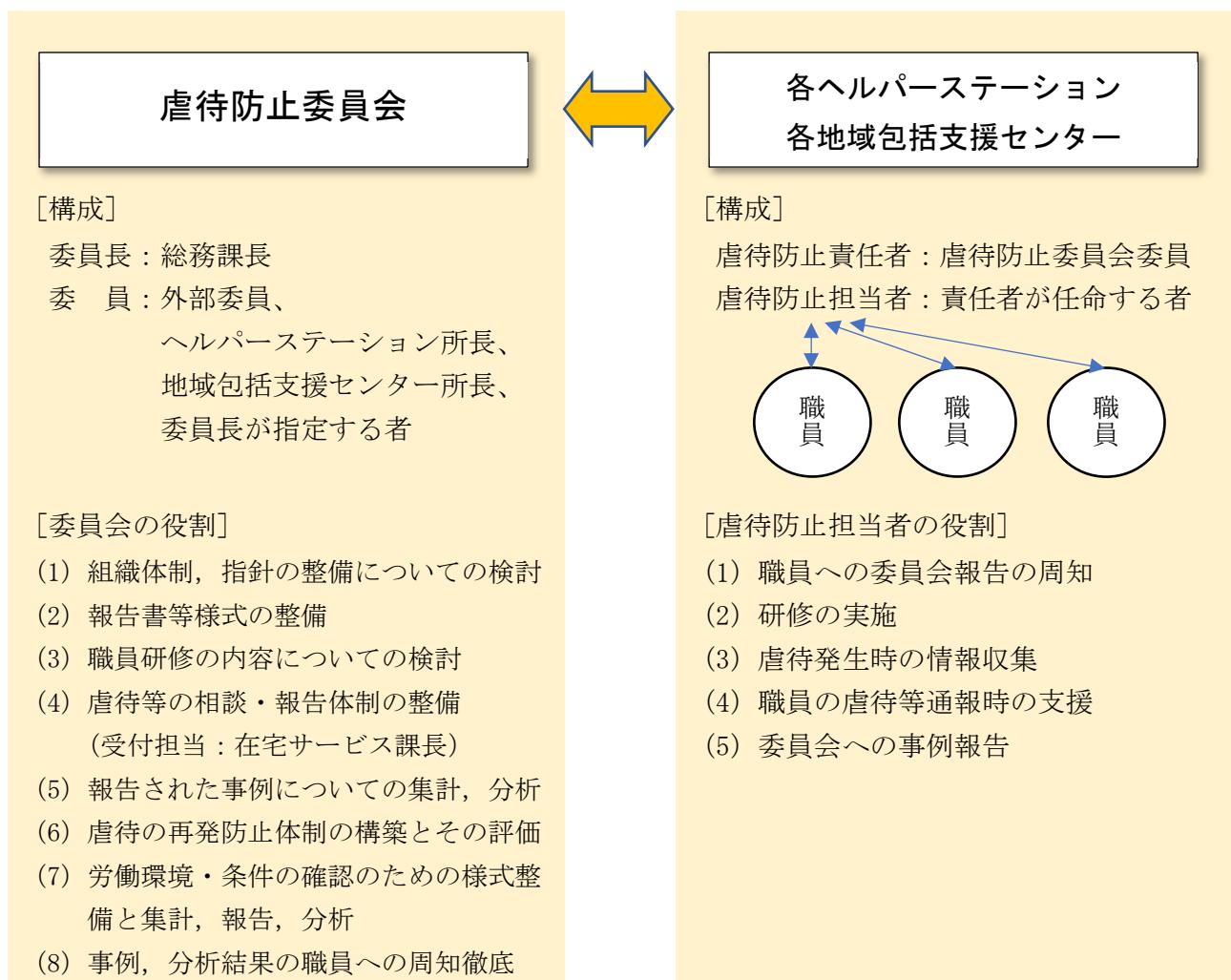
2 虐待防止のための組織

当協会は、虐待ならびに虐待疑い行為（以下、「虐待等」という。）の未然防止・早期発見のため、また虐待等を発見した場合、迅速かつ適切に対応し、再発を確実に防ぐため、「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は少なくとも年に1回開催し、虐待の防止のための情報共有に努め、指針や研修内容の作成、虐待等発見時の情報収集や再発防止についての検討等を行います。

なお、関連性の高い身体拘束適正化検討委員会と合わせて一体的に運用します。

【 虐待防止委員会の構成と役割 】



3 虐待防止のための研修

当職員への虐待予防のための基礎的な知識の普及・啓発と、虐待等確認時の適切な対応を行うことを目的とした研修を年に1回以上実施します。

職員の新規採用時、虐待防止のための研修を実施します。

実施した研修について記録し、保管します。

4 虐待等発見時の対応

職員が虐待等を発見した場合、最優先に被虐待者を保護します。

- 加害者との分離（引き離す、支援に入らせない等）
- 心身状態の確認（ケガや精神状態に問題がないか等）

その後は、仙台市に通報し、虐待防止担当者や上司に報告します。

(I) 通報・相談

速やかに仙台市の設置する窓口へ通報します。

虐待が疑われる場合であっても保留にせず、窓口へ相談します。

【仙台市の設置する窓口】

高齢者に関するもの

- ・各区障害高齢課
- ・最寄りの地域包括支援センター

障害者に関するもの

- ・障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル
- ・TEL 022-214-8551
- ・FAX 022-214-8552
- ・e-mail fuk005330@city.sendai.jp

児童に関するもの

- ・仙台市児童相談所
- ・TEL 022-718-2580

配偶者間の暴力に関するもの

- ・仙台市配偶者暴力相談支援センター
- ・022-286-5145

※ 通報者の秘密は守られます。通報を受けた先には罰則のある守秘義務が課せられています。

(2) 報告

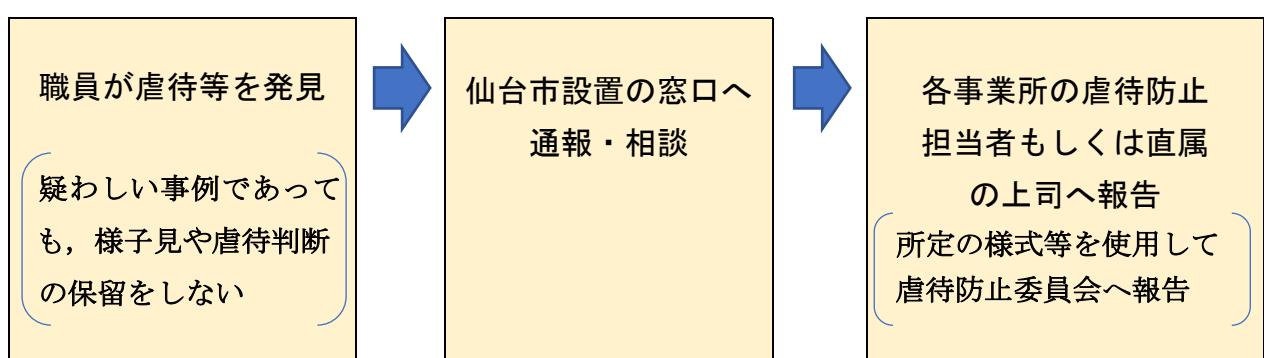
虐待等を発見した職員は、各事業所の虐待防止担当者もしくは直属の上司へ報告します。

虐待防止担当者は、虐待等について相談や報告を受けた場合、その内容を記録し虐待防止委員会へ報告を行います。

当協会職員による虐待等が発生した場合、仙台市による事実確認調査等に対して誠実に協力します。

虐待等の発生原因について分析、検討を行い、再発防止を徹底することとし、再発防止策について定期的にその評価を行います。

【 虐待等の報告フロー 】



【 虐待等の早期発見チェックリスト 】

- 身体のあちこちに不自然な傷、あざ、けがの痕が見られる
- 傷やけがについて説明ができなかったり、説明のつじつまが合わない
- 急におびえたり、怖がったり、自分の頭をたたいたり、突然泣き出したりする
- 急にまわりの人に対して攻撃的になる
- 睡眠など生活のリズムが不規則になる
- 食欲の変化が激しかったり、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 人にふれられることを極端に嫌がるようになる
- 不自然な歩き方をしたり、座位が保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血や、傷がみられる
- 人目を避けたがったり、1人でいたがるようになる
- 一定の収入、資産があるのに日常生活に必要な金銭を使っている様子がみられない
- 養護者が年金や資産を管理し、本人に必要な金銭が渡されていないようにみられる
- 身体から異臭がしたり、髪や爪が伸びたままといった、衛生状態や環境が劣悪であるようにみえる
- 部屋から異臭がしたり、ごみが散乱して放置されていたりする
- 食事を摂っていないようにみえたり、過度に空腹を訴えたりする
- 他者の支援に対し、拒否や無頓着な態度が見られる
- 突然高額な商品や不要と思われる商品が多数購入されている

5 成年後見制度の利用支援

成年後見制度については、職員への研修等を通じて制度への理解を深めるとともに、支援の必要な方がいらっしゃる場合には適切に対応し、制度利用へ繋ぐことができるよう努めます。

6 虐待等に係る苦情解決

虐待等に関する苦情については、各事業所の苦情受付担当者が受理し、苦情対応の仕組みにより対応します。

7 指針の閲覧

本指針は協会ホームページ (<http://www.sendai-fukushi.or.jp>) にて公開し、いつでも閲覧可能とします。

8 その他

その他、虐待防止に資する取り組みを積極的に行うものとし、サービスの向上に反映するよう努めます。